京都市告示第104号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。 平成28年4月18日

京都市長 門 川 大 作

1 道路の種類 府 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路移	息 名	区	間	旧新別	延長	敷地の幅員
大山峪	奇大枝	西京区大原野南春日時先から	町1136番地の1地	旧	メートル 164.00	メートル 21. 00 ~45. 00
線		同区大原野北春日町9まで	913番地の4地先	新	164. 00	19.00 ~24.00
小塩山	」大原	西京区大原野南春日 ら	町1121番地地先か	田	120.00	$3.30 \sim 5.70$
野線		同町1142番地の1地点	先まで	新	120.00	4.30 ~ 8.00

2 道路の種類 市 道 供用開始の期日 告示の日 路線名及び道路の区域

路	線	名	区	間	旧新別	延	長	敷地の幅員
衣笠線	を経る	35号	北区衣笠西馬場町44番地の2地先から		旧	メー 11.	ኑル 30	メートル 3. 60
			同町37番地の2地先まで		新	11.	30	5. 03 ~ 6. 13

(建設局土木管理部道路明示課)